

(様式3)

会議の開催結果について

| | |
|--------------------|---|
| 1 会議名 | 河内長野市国民健康保険運営協議会 |
| 2 開催日時 | 令和6年11月 21日 (木) 13時30分から |
| 3 開催場所 | 市役所301会議室 |
| 4 会議の概要 | <ul style="list-style-type: none">・会長および副会長の選任について・国民健康保険事業の運営状況について (報告)・その他 |
| 5 公開・非公開の別 (理由) | 公開 |
| 6 傍聴人数 | 0人 |
| 7 問い合わせ先 | (担当課名) 市民保健部 保険医療課 医療給付係 (内線 144) |
| 8 その他 | |

*同一の会議が1週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

河内長野市
国民健康保険運営協議会
会 議 録

と き 令和6年11月21日(木)
ところ 河内長野市役所

河内長野市

河内長野市国民健康保険運営協議会会議録

1. 日 時 令和6年11月21日（木）13時30分～14時20分

2. 場 所 河内長野市役所 301会議室

3. 会議内容

- 1、会長および副会長の選任について
- 2、国民健康保険事業の運営状況について（報告）
- 3、その他

4. 委員の出欠

出席委員 藤本 精一、西 義浩、森川 栄司、西村 拓也、土居 一仁、
関口 珠代、西村 佐江子、谷 香保子、桂 聖、工藤 敬子、
坂根 充、越村 裕一、
以上12名

欠席委員 曾和 義博、田邊 裕子、栗山 静江、大谷 明久、山田 昭儀
以上5名

5. 事務局

| | |
|-----------|-------|
| 市民保健部長 | 緒方 博 |
| 保険医療課長 | 田中 清美 |
| 課長補佐兼収納係長 | 杉村 剛 |
| 資格賦課係主幹 | 中尾 友彦 |
| 収納係主幹 | 西野 雅人 |
| 医療給付係主幹 | 酒井 良子 |
| 医療給付係長 | 黒田 順也 |
| 医療給付係主査 | 小原 萌子 |

6. 会議の書記 医療給付係主査 小原 萌子

7. 議事の概要

○司会

それではお時間になりましたので、令和6年度第1回河内長野市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。

本日司会を務めさせていただきますのは、保険医療課の中尾と申します。よろしくお願いたします。

では、開催にあたりまして、市長の西野よりご挨拶させていただきます。

○西野市長

皆さん、こんにちは。市長の西野修平でございます。

本日はご多忙の中にも関わらず、「令和6年度第1回河内長野市国民健康保険運営協議会」にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また新たに3名の方が選任をされまして、協議会委員として審議をお願いすることになります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

さて、平成30年度の制度改革により、国民健康保険の運営に都道府県が市町村と共同して参画する新しい制度が始まりまして、すでに6年半が経過しております。

これによりまして、大阪府は国民健康保険の財政運営を担い、本市は保険資格の管理や、医療の給付、賦課徴収、各種保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を担うこととなりました。

今年度から府内統一基準も始まりましたが、今までのところ被保険者の皆様に混乱を招くことなく、スムーズに制度運営ができていますものと考えております。

さらに、糖尿病性腎症重症化予防事業などの保健事業の実施によりまして、被保険者の健康増進、医療費適正化に、取り組んでいるところでございます。

私自身もですね、府議時代に医療費の抑制という観点からですね、ジェネリック医薬品を推奨したいということで、どのようにこの薬が使われているかというデータをですね、大阪府独自で医療機関の方に提供しようというような、そういう提案をさせていただいたところでございまして、いずれにいたしましてもですね、運営委員の皆様におかれましては、本市国民健康保険の運営につきまして、いろんな角度から忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○司会

つづきまして、委員の変更につきましてご報告申し上げます。令和6年6月河内長野市議会第2回定例会におきまして、議会選出委員の改選が行われました。その結果、新たに桂委員、工藤委員が就任されました。また、公益を代表する委員として山田委員が就任されました。

次にお手元の資料の確認をさせていただきます。先日送付いたしました「河内長野市国民健康保険事業の運営状況について」の冊子に加えまして、「次第」、「名簿」、「座席表」を置かせて頂いております。資料に不足がある場合は、事務局までお申し付けください。

では、今回はじめて顔を合わせられる方もいらっしゃると思いますので、お一人ずつ、委員の紹介をさせていただきます。

議長席に向かって右側から

藤本委員です。よろしくお願ひいたします。

西委員です。よろしくお願ひいたします。

森川委員です。よろしくお願ひいたします。

西村拓也委員です。よろしくお願ひいたします。

土居委員です。よろしくお願ひいたします。

議長席に向かって左側から

関口委員です。よろしくお願ひいたします。

谷委員です。よろしくお願ひいたします。

桂委員です。よろしくお願ひいたします。

工藤委員です。よろしくお願ひいたします。

坂根委員です。よろしくお願ひいたします。

越村委員です。よろしくお願ひいたします。

なお、田邊委員、山田委員、栗山委員、曾和委員につきましては、本日所要のため欠席されるという旨、ご連絡をいただいております。また、西村佐江子委員につきましては、遅れる旨、ご連絡をいただいております。

ではここで市長は、本日他に公務がございまして、これで退席させていただきます。

(市長退席)

続きまして、本日出席しております事務局職員につきまして、紹介させていただきます。

市民保健部長の緒方でございます。よろしくお願ひいたします。
保険医療課長の田中でございます。よろしくお願ひいたします。
課長補佐兼収納係長の杉村でございます。よろしくお願ひいたします。
収納係主幹の西野でございます。よろしくお願ひいたします。
私、資格賦課係主幹の中尾でございます。よろしくお願ひいたします。
医療給付係係長の黒田でございます。よろしくお願ひいたします。
医療給付係主幹の酒井でございます。よろしくお願ひいたします。
医療給付係主査の小原でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。議事進行をお願いいたします。会長及び副会長1名が空席となっております。

つきましては、会長の選出までのあいだ、臨時議長で議事を進めてまいります。
臨時議長の選出につきまして、いかが取り計らいさせていただいたらよろしいでしょうか。
(事務局一任の声)

事務局一任とのお声がありましたので、ご異議ございませんか。
(異議なし)

異議なしという声をいただきましたので、それでは、会長が決定するまでのあいだ、公益を代表する委員の谷香保子委員に臨時議長をお願いしたいと思います。
谷委員よろしくお願ひいたします。それでは議長席の方へお願ひします。

○谷臨時議長

谷でございます。よろしくお願ひいたします

では早速ではございますが、まずは、空席となっております会長及び副会長1名を選出する必要がございます。そこで会長が決まるまでの間、私の方で議事を進行させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします

それではまず、ただいまより、河内長野市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

まず、本日出席の委員数でございますが、委員総数17名中11名の委員の出席をいただいておりますので、運営協議会規則第6条の規定にもとづきまして、本協議会は成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、本日の案件1であります会長及び副会長の選任について、でございます。
会長及び副会長の選任につきましては、運営協議会規則第4条第2項の規定により、公益を代表する委員の中から選任することになっています。

まず、会長の選任についてですが、いかが取り計らいさせていただいたらよろしいでしょうか。
(議長一任の声)

○谷臨時議長

議長一任とのご発言がございますが、ご異議ございませんか。
(異議なし)

○西村臨時議長

異議なしという声をいただきましたので、従来からの慣例によりまして、市議会を代表する福祉教育常任委員会委員長の桂委員に会長をお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。
(異議なし)

○谷臨時議長

ご異議なしとのことでございますので、桂委員に会長をお願いいたします。これで、会長の選任が終わりましたので、議長を交代させていただきます。どうもありがとうございました。

○司会

それでは桂会長、議長席の方へお願いします。

○桂議長

ただいま皆様方のご推挙によりまして、議長となりました桂でございます。不慣れではありますが、なんとかやらせていただきたいと思いますので、皆様のご協力をいただきながら、進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

座らせていただきます。それでは空席になっております、もう1名の副会長の選任に入ります。運営協議会規則によりますと、公益を代表する委員の中から選任するとなっております。いかがさせていただきますでしょうか。お諮りさせていただきます。

(議長一任の声)

○桂議長

ありがとうございます。「議長一任」とのご発言がございますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○桂議長

異議なしという声をいただきましたので、市議会を代表する福祉教育常任委員会副委員長の工藤敬子委員に副会長をお願いしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○桂議長

異議なしとのことでございますので、工藤委員に副会長をお願いいたします。

次に本日の会議録署名委員でございまして、運営協議会規則第10条の規定により議長及び議長が指名する2名の委員をもって署名することになっております。議長のほかに、西委員と谷委員に署名をお願いしたいと思います。議事録は後日、市ホームページ上に公開させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、案件2の国民健康保険事業の運営状況について、事務局から説明をお願いします。

○酒井主幹

それでは、河内長野市国民健康保険事業の運営状況について説明をさせていただきます。資料をご覧ください。

ご質問・ご意見等につきましては、説明の後にお受けしたいと思います。少々お時間を頂きますが、よろしくお願い致します。座らせていただきます。

まず、資料の1ページをご覧ください。

国民健康保険の「加入者数等の状況」です。

本市の人口は、年々減少している状況です。

こういった中、国民健康保険の加入者数につきましても、人口と同様、令和元年度末が23,948人であったものが、令和5年度末には19,937人と減少傾向にあります。また人口に占める国民健康保険の被保険者の割合につきましても、減少傾向で、この要因として、人口減少に加え、社会保険の対象者拡大及び後期高齢者医療制度への移行の増加によるものと推測してお

ります。

また、「制度別加入者数内訳」の退職のところを見ていただきますと、令和元年度末以降0人になっています。これは、平成26年度に、退職者医療制度が廃止されており、27年度からは新たに退職者医療制度に該当する方がいないことが主な要因です。

次に、資料の2ページの「年度別決算状況」をご覧ください。

平成30年度から令和5年度までの決算額、令和6年度の予算額を載せています。

歳入としましては、被保険者の方々に納めていただいた保険料、府からの補助金が主なものとなっています。

歳出としましては、医療機関等に支払う保険給付費と、大阪府への事業費納付金などが、主なものとなっています。

本日は令和5年度決算状況を主に説明致します。

歳入決算額が121億9,055万円、歳出決算額が121億8,951万円、歳入歳出差引額が103万円となっております。

令和4年度からの繰越が163万円ございましたので、単年度収支は60万円のマイナスとなっております。

この表の下から2番目の欄になりますが・・・、各年度での歳入歳出差引額を表示しています。令和4年度末では約163万円、5年度末では約103万円の余剰金がでるといった状況です。余剰金は府などへの返還金を除き、「財政調整基金」に積み立てることとしています。

次に3ページの「一般会計繰入金の内訳」をご覧ください。

この表では、国保の特別会計が、市の一般会計から繰入れてもらっている金額の内訳を表示しています。

表の左端にあります、区分のところ、一番上の「保険基盤安定」から「財政安定化支援事業」までの6つの項目につきましては、国から定められました法定の繰入金であり、7項目目の「その他一般会計繰入金」は国からの国保特会に関する予算編成通知に基づく繰入金になります。

その「その他一般会計繰入金」の内容ですが、先行制度分（国庫補助カット分）というものです。

これは、現在、市の施策として、障がい者医療・ひとり親家庭医療などといった医療助成を行っていますが、これらの助成を受けることにより、（たとえば3割負担の自己負担額が、500円で済むなど）患者さんの医療機関等での一部負担が少なくなります。そうなりますと医療機関等にかかりやすくなり、結果的に医療費は大きくなります。

通常、医療費は半分を国等が負担し、半分を保険料で賄いますが、医療助成で大きくなった医療費の部分について国等の負担に相当する分は、減額カットされます。これが国庫補助カットということになります。

なお、このカットされた分の財源については、半分は、府の補助金で補填され、残りは一般会計から繰入れられています。

次に、資料4ページの「医療給付の状況」をご覧ください。

この表では、医療にかかりました費用額合計と、1人あたりの費用額を載せています。費用額とは診療等を受けたときにかかる総医療費のことで、保険者が支払う給付費や、患者さんが支払う一部負担金、さらに公費から支払われる医療助成費等を合計した額になります。

次に合計の欄をご覧ください。費用額につきましては、令和5年度は約97億100万円となっております。令和4年度と比較すると減少しています。1人あたり費用額につきましては、平成30年度が約416,324円であったものが、令和5年度では約462,899円と、令和2年度以外は年々上がっているという状況です。

つづきまして、5ページをご覧ください。

令和元年度からの保健事業の実施状況を載せております。表の中にあります、◎はその年度の新規・充実事業として実施したことを示しています。

では、令和5年度の上段をご覧ください。

生活習慣病対策として、特定健診事業を実施しておりますが、令和5年度は特定健診を集団健診方式で土曜日に2回、平日に2回の合計4回開催しました。

また、特定健診の受診率および保健指導の利用率の向上のため、未受診者・未利用者への勧奨事業、また、保健指導の対象外の方への早期介入事業、イベントを活用した保健指導や、非肥満・高血圧・血糖高値者の方への受診勧奨、糖尿病性腎症重症化予防事業、重複・多剤服薬者への保健指導事業、フレイル予防教室などを引き続き実施しております。

特定保健指導や早期介入事業、糖尿病性腎症重症化予防事業において、希望者にはオンラインで受けられる体制を整えています。

拡充内容としましては、集団特定健診や各種教室への申込みに二次元コードを利用できるようにしています。

また、糖尿病性腎症重症化予防事業において対象を軽度の方へも広げています。特定健診の啓発事業としまして、図書館での掲示や市のlineを活用しています

次に中段をご覧ください。

医療費通知については、2か月に1回年に6回送付しております。これからも被保険者の皆さまに、医療費の実情をご理解いただくとともに、ご自身の健康に対する認識を深めていただくために、継続して実施してまいります。

また、ジェネリック医薬品希望カードの配布や差額通知の送付、医療費適正受診啓発やエイズ啓発を含んだ国保制度パンフレットの配付を行っています。

大阪府の事業であります「おおさか健活マイレージアスマイル」を活用した特定健診受診者への特典付与も引き続き実施しております。

下段をご覧ください。

疾病の早期発見、早期治療の手段としまして、人間ドック事業を実施し、検診に要する費用の負担軽減を図っております。令和5年度は、検診実施機関を11機関から12機関に増やし、より受診しやすいように充実させております。

これらの事業の実施により、被保険者の健康増進及び健康意識の向上、さらには保険給付費の適正化につなげていきたいと考えています。

次に、6ページをご覧ください。

「保険料収納率の状況」としまして、保険料の収納率の比較となっております。現年度分については、令和元年度から令和5年度にかけて高い水準を維持しており、令和5年度につきましては、まだ未発表ではありますが、令和4年度まで全国平均、大阪府平均を大きく上回る状況を維持しています。本市につきましては、被保険者の方のご理解によりまして、毎年度96%前後の収納率を維持しております。

また、滞納繰越分につきましても、毎年度30%以上の収納率を維持しておりまして、大阪府平均を大きく上回っている状況であります。

収納率の低下は、国保財政の不安定化を招きますことから、今後もより一層、被保険者との接触を図り、個々の状況を把握し、対処するための納付相談を進めながら、収納の確保に努力してまいりたいと考えています。

次に7ページをご覧ください。

国保の「保険料の状況」となっております。

令和6年度の医療分の料率は、所得割9.56%、均等割額35,040円、平等割額34,803円、賦課限度額65万円、支援金分の料率は、所得割3.12%、均等割額11,167円、平

等割額 11,091円、賦課限度額 22万円、介護分については、所得割料率 2.64%、均等割額 19,389円、賦課限度額は 17万円となっています。

このページの下の方の左半分に各料率の推移を、また、右半分に 1人当たり保険料と一世帯当たり保険料の推移をあげています。

次の 8 ページをご覧ください。

「健康保険被保険者証の新規発行の廃止」についてですが、これは、マイナンバーカードと保険証の一体化により、令和 6 年 12 月 2 日以降、健康保険被保険者証が廃止されます。

マイナ保険証を保有していない方で、新たに国民健康保険に加入された方や記載内容の変更、紛失による再発行については、「資格確認書」を発行します。

マイナ保険証を保有している方については、マイナ保険証をご利用いただくこととなります。新たに国民健康保険に加入された方や、70 歳以上の方のみになりますが自己負担割合が変更されたときなどに、「資格情報のお知らせ」を発行します。この場合、「資格情報のおしらせ」だけでは医療機関の受診はできませんので、マイナ保険証と一緒に医療機関の窓口で提示してください。

被保険者のみなさまには、10 月号広報、ホームページ、9 月下旬から発送しています年次の保険証更新にチラシを同封し、マイナ保険証の利用率向上を目指しています。

次に 9 ページ「新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者への傷病手当金の支給」をご覧ください。

令和 2 年 1 月から新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者への傷病手当金の支給を実施しました。令和 5 年度の支給実績は 4 件、支給額は 59,043 円になります。支給対象期間は令和 5 年 5 月 7 日までの就労日分で終了となりました。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○桂議長

酒井主幹、説明ありがとうございます。ただいまの事務局の説明につきまして、何か質問等ございませんか。

ないようですので、国民健康保険料の運営状況について質疑を終わりたいと思います。

○田中課長

質疑につきまして、終わりでよろしいでしょうか。

○森川委員

質問よろしいでしょうか。

○桂議長

はい、森川委員。

○森川委員

マイナ保険証の動きですけど、いまマイナ保険カードをどれくらい、何パーセントくらいの市民の方が持っていられるのかと、マイナ保険証をどのくらいの割合の人が使っているのか。

なかなか医療機関で、利用率が上がらない、だいたい 10 パーセント、5 パーセント前後とか、そのくらいです、いま。

医療証があるような小児科だと、もうちょっと少なくなるんじゃないでしょうか。

○桂議長

田中課長。

○田中課長

マイナンバーカードを保険証として登録されている方なんですけれども、令和6年7月時点では国保の方では63パーセント、後期の方に関しては65.2パーセントとなっております。

マイナ保険証の利用率につきましては、毎月変動があるものの徐々に上がってきており、国保の方の直近の実績としましては、令和6年6月の18.37%となっております。

○森川委員

けっこうおられるな、とは思いますが、なかなか、国からもできるだけ医療機関の方で利用するように患者さんの方に言うてはったりとか、言われているんですけども、なかなか利用率が上がらない、というのが現実です。

○桂議長

ありがとうございます。ほかにご質問等ございませんか。

はい、坂根委員。

○坂根委員

いま登録いただいている方の割合が63パーセントということで、これは、持っていらっしゃる方のうち登録しているのが63パーセントということですのでよろしいですかね。市民の中でカードをお持ちの方っていうのはどれくらいいらっしゃるのでしょうか。

○桂議長

緒方部長。

○緒方部長

はい、これ7月末時点でございますけれども、まずマイナンバーカード自体の保有の方については74.5パーセントの方がまずマイナンバーを持っておられます。その中でマイナ保険証を登録されている方が、80パーセントの方が登録されていて、それを掛け合わせると、大体6割ぐらいということで、ちょっとさっきの数字と若干ちょっとずれますけれども、実際マイナンバー保険証をもっておられる方が6割ぐらい、全体市民の方がおられるような、そういう認識でございます。

○坂根委員

ありがとうございます。

○桂議長

よろしいでしょうか。ほかにご質問ありませんか。

どうぞ、谷委員。

○谷委員

現場でのお話なんですけれども、マイナンバーカードをお持ちになっていて、窓口にきまして、暗証番号がいるんですよ。それを高齢の方ってお忘れになって、医療が受けられない場合の何かこう、差別的なものってあるんですか。

○桂議長

医療機関で、ということですね。

○谷委員

そうです。

○西委員

顔認証でいけるんじゃないでしょうか。

○緒方部長

顔認証でない場合は、暗証番号でもいけるというシステムになっているので。

○谷委員

ひとまず顔認証で、だめだったら暗証番号ということですね。

○緒方部長

顔認証でもし認証されない場合でも、暗証番号でもできるということなんですけれども、顔認証がちょっと敬遠されている方は現場の機械であえて暗証番号選択されている方がおられる、っていう風には聞いたことがあります。

○桂議長

はい、西村委員。

○西村委員

小児科からの立場ですけれども、2年くらい経つと小児科のお子さんってすごい顔変わるんですよ。なので、顔認証はほぼほぼ駄目だと言う方がおられる。おまけに子どもさんのを扱うんで、暗証番号を忘れてしまって、前に進まなくなるっていうのが現実いまは起こっています。

これ来年、全部マイナンバーになったときに、とても困るんじゃないかな、というふうに感じています。

それと生後何か月かの赤ちゃんの顔認証をしようとするんですけれども、どうしても動いてしまう、機械が認証できない。なので、お母さんには暗証番号をなんとかしっかり覚えてくださいよ、というお話させていただいているんですけれども、やっぱり忘れる方おられるので、そのところ、この先1年経ってどうなるのかな、というとても非常に不安に感じています。

○緒方部長

たしかに、成人の方は10年で未成年の方5年、ということでそれは顔が変わるからということで5年、という認識なんですけれども、今おっしゃられているように、より小さな子どもは成長が速いということでいうと、5年では追いつかないというようなご意見だと思います。ちょっとまた私どももそのあたりは機会があれば要望等を出していきたいと思っております。

○桂議長

今お伺いのことに関してですけれども、市役所の方で暗証番号の確認とか変更とかっていうのは出来るんでしょうか。

○緒方部長

担当は市民窓口課になりますので、そちらの方で登録したときに暗証番号を書いている紙とかをもらっていると思うんですけれども、その暗証番号等でなにか不都合があれば市民窓口課の方に届けていただくという形になるかと思えます。

○桂議長

ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○森川委員

いま西村先生がおっしゃられたように、国保に関しては来年で皆さん保険証がなくなってしまうので、そのときにいろんな混乱が起こると思いますので、市の方でできるだけ医療機関にかかるときにこういう風にしてくださいとか、医療機関の方でもリーダーが壊れたりということもあるので、皆さん携帯持たれている方は、いま国からもそういう通知がでたと思うんですけどもマイナポータルを提示してということもできるんですけども、そういうことをよく皆さんの方に周知徹底しておかないと、いろいろ困ることが起きると思いますので、そこはよろしく願いいたします。

○桂議長

ありがとうございます。

他になにかございませんでしょうか。

ないようでございますので、これにて国民健康保険事業の運営状況について質疑を終わりたいと思います。それでは最後に田中課長、よろしく願いします。

○田中課長

本日は皆さま、お忙しい中お時間頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。今後も市は被保険者の方々の健康寿命の延伸のためにいろいろな取り組みをしていきたいと考えております。皆様のご協力と、またご意見等頂けたら幸いですので、よろしくおねがいたします。本日はどうもありがとうございました。

○桂議長

ありがとうございました。それでは本日の運営協議会を閉会させていただきます。

河内長野市国民健康保険運営協議会

令和6年11月21日（木）
午後1時30分より
市役所301会議室

次 第

〈 案 件 〉

(1) 会長および副会長の選任について

(2) 国民健康保険事業の運営状況について（報告）

(3) その他

河内長野市国民健康保険事業の運営状況について

| 目 次 | ページ |
|--|-----|
| ■加入者数等の状況 | 1 |
| ■年度別決算状況 | 2 |
| ■ 一般会計繰入金の内訳 | 3 |
| ■医療給付の状況 | 4 |
| ■保健事業の状況 | 5 |
| ■保険料収納率の状況 | 6 |
| ■保険料の状況 | 7 |
| ■健康保険被保険者証の新規発行の廃止について | 8 |
| ■新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者への傷病手当金の支給 | 9 |

令和6年11月
市民保健部保険医療課

加入者数等の状況

(各年度末時点)(単位:世帯・人)

| 年 度 | 世帯数 | 人口 | 国 民 健 康 保 険 加 入 数 | | | | 制 度 別 加 入 者 数 内 訳 | | | |
|-------|--------|---------|-------------------|--------|-------|-------|-------------------|--------|-------|------|
| | | | 世帯数 | 被保険者数 | 加入率 | | 一 般 | | 退 職 | |
| | | | | | 世帯 | 被保険者 | 被保険者数 | 構成比 | 被保険者数 | 構成比 |
| 令和元年度 | 47,453 | 104,031 | 15,251 | 23,948 | 32.1% | 23.0% | 23,948 | 100.0% | 0 | 0.0% |
| 令和2年度 | 47,690 | 102,920 | 15,309 | 23,707 | 32.1% | 23.0% | 23,707 | 100.0% | 0 | 0.0% |
| 令和3年度 | 47,503 | 101,276 | 14,940 | 22,882 | 31.5% | 22.6% | 22,882 | 100.0% | 0 | 0.0% |
| 令和4年度 | 47,514 | 100,039 | 14,283 | 21,464 | 30.1% | 21.5% | 21,464 | 100.0% | 0 | 0.0% |
| 令和5年度 | 47,571 | 98,786 | 13,474 | 19,937 | 28.3% | 20.2% | 19,937 | 100.0% | 0 | 0.0% |

健康保険被保険者証の新規発行の廃止について

マイナンバーカードと保険証の一体化により、令和6年12月2日以降、健康保険被保険者証（保険証）が廃止されます。

令和6年12月2日以降、新規の保険証は発行されなくなり、基本、マイナ保険証（保険証利用登録をしたマイナンバーカード）を利用いただくことになります。令和6年9月下旬に発送した被保険者証については、12月2日以降も有効期限まで使用可能です。

・マイナ保険証を保有していない場合

令和6年12月2日以降に、新規で国民健康保険に加入した人や記載内容変更、紛失した場合には、「資格確認証」を発行します（紛失により再発行の場合は申請が必要です）。

・マイナ保険証を保有している場合

新たに国民健康保険に加入したときや、自己負担割合が変更されたとき（70歳以上の方のみ）などに、A4サイズの「資格情報のお知らせ」を発行します。（「資格情報のお知らせ」だけでは医療機関等の受診はできません。）

○広報○

- ・市10月広報誌への掲載
- ・市HP
- ・9月下旬に発送（配送は10月上旬）した被保険者証（年次更新分）にチラシを同封

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者への傷病手当金の支給

1 制度の趣旨

- 国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」で、国民健康保険において、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に傷病手当金を支給する内容が盛り込まれました。
労働者が感染した場合に休みやすい環境を整備することが重要であり、感染拡大防止の観点から、傷病手当金の制度を創設しました。
- 市町村等に対しては、支給額全額について国が特例的な財政支援を行うこととされています。

2 制度の概要

- 国が示す対象者、支給要件等に沿って支給された傷病手当金に係る費用については、交付金により支給額全額が支援されます。そのため、本市における対象者等については、国が示すものと同様としています。

【対象者】

国民健康保険被保険者の被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

【支給対象となる日数】

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日（※最長1年6月まで）

【支給額】

1日当たりの支給額【(直近の継続した3月間の給与収入の合計額÷就労日数)の3分の2に相当する額】×支給対象となる日数（※日額上限あり）

【適用期間】

傷病手当金の支給を始める日が、令和2年1月1日から令和5年5月7日までの間に属する場合に適用（ただし、新型コロナウイルス感染症の状況により延長がある。）

【申請できる期限（時効）】

労務に服することができなくなった日ごとに、その翌日から2年で時効

3 令和5年度支給実績

【件数】 4件

【支給額】 59,043円

(参考)

令和4年度支給実績

【件数】 66件

【支給額】 2,215,072円

令和3年度支給実績

【件数】 12件

【支給額】 390,605円